

保育認定課 副食費を遡っての返還及び、児童福祉課との情報共有の徹底
に関する陳情

[願意]

保育認定課の副食費を遡っての返還が出来るようにと児童福祉課と保育認定課
との情報共有をお願いします。

[理由]

先日、今まで免除だった副食費の9月分の支払を保育所で求められました。
9/29に保育認定課に問い合わせた所、「遡っての返金は出来ないで、今月中に
免除申請の書類提出していただければ、9月分から免除になる」と伺い、9/28
に会社に早退願を出し早退し書類を提出した所、「こちらの説明ミスなのです
が、9月中に申請を出しても、適応になるのが10月からになるので9月分は払
って下さい。」との事でした。5月に児童福祉課に保育者の監護変更を提出し変
更されており、今年のはじめに保育認定課の現状届を出した際に前回と変更
になった個所を変更し提出していると話しましたが、申請を出した日から遡
る事が出来ないと言われましたので、今回の現状届提出時に変更した内容で
出していると話した所、その証拠となる物が無く、その提出を求める連絡が行って

いるとの事でしたが、こちらには連絡が来ていませんでした。

児童福祉課に5月に監護権を変更しているのので、その書類を確認して頂きたいと話した所管轄が違うので、そちらで提出していたとしても、保育認定課では出されていないので、無効だと言われました。

そちらの言い分はそうでしょうが、こちらとしては両方に届を出さなければいけない事もわからず、児童福祉課にその書類を提出した際に、保育認定課でも提出の必要がある説明も受けず、その為今私としては児童福祉課に届けを出せば良い物と思っておりました。

船橋市役所のHPを見れば現状届提出時に変更がある場合にはその証拠となる物を添付する事の記載はありますが、現状届の用紙のみ渡されておりその説明が記載されておりません。1番初めに記入する時はHPを確認すると思いますが、2回目3回目と子育て家事、仕事と忙しい中、わざわざ船橋市のHPを確認しながら記入する方が何人いるのでしょうか？

保育認定課は働く親を助ける為の制度では無いのですか？

児童福祉課は子供を助ける為の制度では無いのですか？

今回の事で、私は仕事を早退しているのので、その分のお給料が減らされます。

そちらに行く交通費も掛かっております。費用をずっと払われてなく家計が厳しい状況です。

保育認定課の間違った説明により家計がさらに圧迫されたのです。それに関してそちらはただ謝るのみで何の責任も問われないことに憤り感じます。

保育認定課に必要書類を求める連絡がなかったのので、提出しておりませんが、児童福祉課には5月に届け出を出しております。

そちらを確認して頂いたうえで、9月分の副食費について、再度審査して頂きたいと思います。